

【浜松市】「特定行政庁が指定する事項等(構造関係規定)」について
(令和7年4月1日現在)

○建築基準法施行令第86条（積雪荷重）関係

多雪区域の指定（令第86条第2項）
多雪区域の指定はありません。

垂直積雪量の建築地の読み替え（令第86条第3項、細則第9条の2）

建築地		垂直積雪量 (cm)
現在の地名	細則の地名	
天竜区水窪町	旧水窪地域自治区	45
天竜区春野町	旧春野地域自治区	
天竜区佐久間町	旧佐久間地域自治区	
天竜区龍山町	旧龍山地域自治区	
中央区		30
浜名区		
天竜区	上記以外	

※細則：浜松市建築基準法施行細則
凍結深度の指定はありません。

○建築基準法施行令第87条（風圧力）関係

地表面粗度区分の指定（令第87条第2項、告示第1第2号）
地表面粗度区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの区域の指定はありません。
※区分Ⅱについては海岸線又は湖岸線までの距離等により該当する場合がありますが
基準風速の建築地の読み替え（令第87条第2項、告示第2）

建築地		基準風速 Vo (m/s)
現在の地名	告示第2の地名	
中央区	浜松市	32
	浜名郡	
浜名区	引佐郡のうち細江町、三ヶ日町 浜松市(都田地区)	
浜名区	上記以外	30
天竜区		

※告示：平成12年建設省告示第1454号
※都田地区：都田町、新都田、滝沢町、鷺沢町

○建築基準法施行令第88条（地震力）関係

地震地域係数の割増（令第88条第1項）
静岡県建築基準条例第10条の2及び平成29年静岡県告示第219号により、地震力の算定における地震地域係数Zに1.2を乗する必要があります。
※工作物、特定天井に係る規定、建築設備等に係る令第5章の4の規定を除く。

地盤が著しく軟弱な区域の指定（令第88条第2項）
地盤が著しく軟弱な区域の指定はありません。

○建築基準法施行令第46条（構造耐力上必要な軸組等）関係

地震に対する軸組等の割増（令第46条第4項、昭和56年建設省告示第1100号）
静岡県建築基準条例第10条の2及び平成29年静岡県告示第219号により、各階の床面積に昭和56年建設省告示第1100号第3により算出した数値を乗じて得た数値に、1.20を乗する必要があります。

風に対する軸組等の割増（昭和56年建設省告示第1100号第3第2号）
強い風が吹くと認める区域の指定はありません。